

## 第 9 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成30年4月5日(木)	13時30分
招集場所	赤村住民センター 会議室2	
開 会	平成30年4月5日(木)	13時22分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1番委員	松 本 國 廣	(議長)
2番委員	在 津 圭 太	
3番委員	小 林 利 夫	
4番委員	中 村 宏 幸	
5番委員	道 壽 子	
6番委員	三 橋 誠	
7番委員	釘 崎 幹 子	
8番委員	川 上 巖	
9番委員	壽 崎 祥 子	
農地利用最適化推進委員	川 上 彰 徳	
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	中 村 明	
二、本総会の欠席委員		
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第19号 農地法第5条の規定による農地転用について
・議案第20号 農地法第4条の規定による農地転用について
・議案第21号 農地法第4条の規定による農地転用について
・議案第22号 農用地利用集積計画について
・その他

松本議長

みなさんこんにちは。ちょっと時間が少し早いようであり  
ますけど、みなさん揃いましたので、只今より第9回赤村農  
業委員会総会を開会いたします。本日は、推進委員の春本委  
員さんから欠席の連絡が入っております。それでは日程第1  
議事録署名人を指名いたします。2番在津委員さん、3番小  
林委員さんを指名いたしますのでどうかよろしくお願いま  
す。日程第2議案第19号ですが、議案第20号と議案第  
21号も関連していますので一括説明でよろしいでしょ  
うか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしということですので、事務局より議案第1  
9号と20号と21号について一括で朗読説明をお願い致  
します。

瓜生書記

（議案第19号 農地法第5条の規定による農地転用につ  
いて、議案第20号 農地法第4条の規定による農地転用に

ついて、議案第21号 農地法第4条の規定による農地転用について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今19号より21号までの朗読説明が終わりました。補足説明を壽崎委員さんお願いします。

壽崎委員 現在2台分の駐車場はうちの土地を貸しているんですが、事業が大きくなってスペースが足りなくなったため、今回駐車場を設置するそうです。また息子さんの●●さんの家もずいぶん前から話しは出ていたんですが、今回駐車場設置と併せて行なうそうです。よろしくお願い致します。

川上委員 だいたい●●の組内自体は全部賛成でしょ。

壽崎委員 周りの田んぼの方には、ずいぶん前から承諾はもらっています。

川上委員 それなら我々がどうこう言うようなことは。

松本議長 説明書きが非常に多ございますけど、19号議案より21号議案につきまして質疑等ありませんかね。

小林委員 ちょっといいですか。これ排水関係の承諾書が出ていますよね。11頁ですかね、水利関係承諾書。これ必要あるんですかね。合併浄化槽を付けた場合、昔はあったんですけど、現在は法的には何も根拠ないと思うんです。

瓜生書記 一応県の方からの事務手引きには、添付書類として承諾書の添付が書かれてるんですけどね。

小林委員 まあ法的根拠があるのか。なぜかというとはですね、新築する時に今ほとんど赤村下水管がないので合併浄化槽助成していますよね。それに対してですね、水利承諾書を取るとですね、新築できない状況になってくるところが出てくるんじゃないかと思うんですよ。過去にこれを私が勉強した時に、確かいらなかったけれど、一応あとでもめないように承諾書を取りましようやということ取りよったんですけど。現在取らなくていいと私は感じているんですよ。じゃないとですね、下流の方でちょっとこれ駄目だよってなったらね、まったく動きがとれなくなってくるけ、ちょっとこれ勉強してみて。おそらく必要なかったと思うんやけど。

瓜生書記 分かりました。その部分はもう一度県の方に確認しておきます。

松本議長 この件については確認するという事でよろしいですか。  
小林委員 はい、けっこうです。

松本議長 他に質疑等はございませんかね。無いようでありますので採決を行ないます。第19号議案・20号議案・21号議案について承認の方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

松本議長 出席者全員で第19号議案・20号議案・21号議案は可決といたします。続きまして日程第5議案第22号を議題といたします。事務局より朗読説明をお願い致します。

瓜生書記 (議案第22号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今事務局より説明が終わりました。●●につきましては補足説明を釘崎委員さんお願い致します。

釘崎委員 2月25日の夕方5時ぐらいだったと思いますけど、●●さんが●●さん●●さん●●さんと利用権を結びたいということで来られました。今まで一緒にしていた方がお年を召されてもう出来ないということで、●●さんがこれから一人でされるということです。よろしくお願いします。

松本議長 はい。それでは●●さんと●●さんの件につきましては、私の方から説明いたします。

この●●さんの田んぼは、前は●●さんが作っていたそうでありまして、●●さんが亡くなってからあと荒地というかたちで。●●さんとは従兄弟関係にあたるそうです。●●さんは農地は作ってないけど、誰も頼む人がいないので田んぼの管理だけをしてくださいと。草刈ぐらいやったら自分もぼちぼち出来て、近所の人に迷惑を掛けないように出来ると思いますので、どうかよろしくお願いしますということでありまして。

●●の4件につきましては、小林委員さん補足説明をお願い致します。

小林委員 ●●さんにつきましては高齢でありまして、場所は●●の田んぼで結構いい所でございます。●●さんが利用権設定をしたいということで来ておりました。

その下の●●さんにつきましてはご承知のように●●になりまして、もう出来ないというかたちで●●さんの方をお願いするということですね。

●●さんも●●さんをお願いしたいということで、これは隣組どうしですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして3頁の●●さんですが、こちらも高齢で●●さんが結構前から作っていたようで、再契約ということです。以上4件につきましては問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

松本議長            それでは●●地区の補足説明につきましては、中村委員さんお願い致します。

中村委員            両名がみえまして再契約ということですね、よろしくお願いしますということです。以上です。

松本議長            ただいま補足説明が終わりました。第22号議案について質問等はございませんでしょうか。

道委員              ●●の件の●●さんですが、これは●●になってますけど、●●から作りに来られるんですか。

瓜生書記            そうですね、●●に住所はおいてるそうなんですよね。なので作り来ることになれば、●●から来るんでしょうけど、元は●●の●●の方なんですよね。

道委員              分かりました。

松本議長            他に何かありませんかね。

（「ありません。」の声あり）

松本議長            無いということですので、採決を行ないます。第22号議案につきまして承認の方は挙手をお願いします。

（出席者全員挙手）

松本議長            挙手者全員で第22号議案は可決といたします。日程6その他に移りたいと思います。委員さん並びに推進委員さん、また事務局より何かございませんか。

（その他）

松本議長            それでは次回第10回農業委員総会は5月8日火曜日の13時30分からでよろしくお願いします。これをもちまして、第9回赤村農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会 14時05分）